

創刊号 2016.10



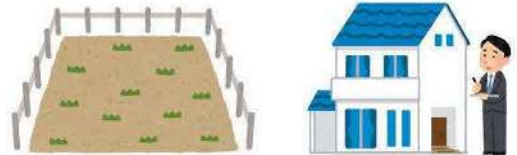
特定非営利活動法人 都市環境協会

都市環境協会は、市民に対して都市環境の保全・改善に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的としています。

当協会は平成12年1月26日に設立し、今年で16周年を迎えました。昨年には臨時総会にて大幅な役員改選があり、『空き家対策事業』という新しいジャンルに踏み込みました。それに伴い、今年度には主たる事務所の移転、定款の変更、ホームページの開設などもありました。この大きな変革を節目といたしまして、当協会の益々の社会貢献を祈願する思いも込めまして、機関紙『環(わ)』を創刊することとなりました。今後この機関紙にて、会員の皆様に当協会の活動状況を随時お知らせしていきたいと思っております、どうかご愛読のほど宜しくお願い申し上げます。

空き家対策事業とは

- 深刻化する空き家問題に対応するため、老朽化した家屋の解体を進め、跡地を地域で活用する取り組みが新潟市内で出てきました。中央区では自治会が市の補助事業を使い、古い長屋のあった場所を市民農園に変えました。当協会は、空き家を少しでも減らすために、空き家の寄附を受け付け、解体を促進する事業を試みることにいたしました。
(平成28年2月9日 新潟日報に掲載) 裏面参照



空き家対策事業の動き

- 当協会が、新潟日報にて空き家寄附を募集したところ、今年4月に記念すべき第1回目のご寄附をいただきました。新潟市中央区日の出町の物件で、建物と土地です。建物につきましては、まだ住める状態で、取り壊すのにはもったいないのでどのように活用するか要検討ということになりました。
- 当協会は、一般社団法人空き家相談士協会と協定し、ご寄附いただいた日の出町の建物（空き家対策研究施設）を東日本大震災被災者復興住居として提供することを決定しました。今日の社会問題となっている空き家の活用と災害復興支援を結びつける活動が開始となります。
(平成28年8月20日 記者会見、8月26日 新潟日報に掲載) 裏面参照
- 当協会は、ご寄附いただいた日の出町の土地（空き家対策研究用地）を災害時のセーフティ空間として地域の方々に提供する協定を日の出町内会と交渉中です。通常は地域緑地(地域菜園)として民間管理する事となりました。今後も倒壊の恐れのある危険空き家の寄附を受け、解体した後の跡地活用として実証研究を行います。

空き家寄附募集中



お知り合いでご検討中の方を是非ご紹介して下さい。

モデル事業の目的

近年、空き家は増大しています。経年劣化により、都市環境に重大な影響をおこしていきます。所有者の中には「社会に貢献するのであれば早めに寄附をしたい。」とお考えの方もいらっしゃいます。当協会がその橋渡し役として解体を実施し、跡地を地域の方々に活用していただく事ができれば、新潟は素晴らしい都市に変わっていくと思います。

理事長 鈴木英介

お困りではありませんか？

建物解体費、固定資産税など今後の維持費はこちらでお引き受けいたします。

都市環境協会では空き家の寄附を受け、解体するモデル事業を実施しております。解体後の跡地は地域での活用や、次の解体事業への原資とさせていただきます。詳しくは、下記事務局までお問合せ下さい。



事務局(美濃)

〒951-8077 新潟市中央区烏帽子町3109 TEL ; 050-1344-0701 FAX ; 025-225-1131
✉ yashinominouta@ybb.ne.jp ホームページ⇒『都市環境協会』で検索

